

令和4年11月10日(木)午前9時30分より、11月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)
議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について(推進機構)
議案第4号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和4年12月6日(火) 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一
17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美

【欠席委員】 16番 黒岩末義

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は12番、13番の方をお願いします。

事務局 矢永 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名12番、13番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 外2名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

●●氏 外4名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第4号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は育苗施設用地及び大型機械清掃場になります。
申請地は、農振農用地になりなりますが、先月用途区分の変更がなされ、農業用施設用地とされた農地です。隣接地と同様に耕作者の農事組合法人が、田植えの時期に苗を広げたり、機械清掃用地として利用されています。雨水は暗渠排水により、南側の既存水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては法面の計画です。なお、令和2年に農地改良届をしていたものの、土盛りの際に農機具の清掃にも適した土地ということで、一部砂利等を敷き詰められてしまったため、始末書付きとなっております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員は私ですが、前回隣接地を同じ内容で転用した際に、今回の申請地も同様の手続きをするように県から指導され、誓約書を提出していたものです。皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は建売住宅になります。
申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は西側の雨水桝から既存の水路に放流する計画です。上下水道は東側の道路に埋設されており既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてコンクリートブロック2～3段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。また、申請地は平成6年に住宅建築の目的で転用許可を受けている土地になりますので、転用計画変更承認申請も同時に提出されています。当時の目的が達成できなかった理由として、同居予定の息子と建てる計画だったが、息子が他の場所でマンションを購入してしまったため、転用目的が達成できなくなってしまったそうです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。
6番 久保委員 現地を見て畑じゃないなと感じました。勝手に造成しているのではないかと思います。平成6年に転用許可を受けていたということで納得しました。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は共同住宅（4戸）になります。
申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域及び準住居地域で第3種農地

判断となります。雨水は南側の溜桝から道路側溝に放流する計画です。上下水道は西側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてフェンス付きコンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

19番 松本委員 特にないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ私から確認したいのですが、進入路は問題ないのでしょうか。私有地を通ることになるのではないですか。

事務局 辻 町道からの進入路部分は貸人の所有している土地になります。貸人と借人は親子であるため、問題はないかと思われれます。

19番 松本委員 奥にも共同住宅がありますが、全て同じように貸し借りで建てられているようです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号の説明をお願いします。1番と2番は同一の申請者になりますので、一括で説明・審議をお願いします。

<事務局 議案第2号1～2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は田1筆1, 020㎡の売買で反当り50万円です。

2番は田1筆1, 019㎡の売買で反当り50万円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

17番 平田委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第2号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田3筆661㎡、畑1筆51㎡の売買で全体で5万円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

8番 矢野委員 田は私が耕作していましたが、兄弟で土地を相続され、買い手を探されていた土地です。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第2号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号4番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑1筆678㎡の売買で全体で45万円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

6番 久保委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第2号5番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号5番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑2筆1,328㎡の売買で全体で6,640,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

18番 河野委員 毎月農地パトロールをしていますが、この方が買われた土地は管理体制が非常に悪いです。どんどん草が伸びている所ばかりなので、事務局と一緒に現地確認をしていただきたいです。

議長 柳 事務局は現地確認をするようにお願いします。管理状況が悪いところは通知をしてください。他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第2号6番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号6番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田3筆13,275㎡の売買で反当り60万円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

3番 平田委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田5筆1,756㎡の売買で1,079,940円になります。

2番については田5筆1,402㎡の売買で866,200円になります。

3番については田2筆1,956㎡の売買で1,224,000円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問しま

す。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。
全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については①364㎡の田②779㎡の田③974㎡の田④43㎡の畑4筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は白石委員と森田委員の2名をお願いします。

続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 辻 2番については514㎡の畑の1筆の貸借希望です。もらってくれる人がいれば無償で譲りたいそうです。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

12番 秋吉委員 8月の農地パトロールでも見たところですが、非農地判断した方が良くらしいの土地です。10年以上遊休農地になってるかと思います。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。あっせん委員は矢野委員と實藤委員の2名をお願いします。もらい手を探すのは難しいとは思いますが、あっせんで出されていますので、本人さんと話して周りの人にあたってみてください。

続きまして、3番の説明をお願いします。

事務局 辻 3番については①545㎡の田②183㎡の田2筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

5番 白石委員 ●●さんが亡くなって次の借り手が見つからないところです。道が狭くハラハラしながら通らないといけない場所です。

10番 樋口委員 ●●さんが溝に落ち込んだという場所ですね。

5番 白石委員 そうです。借りてくれそうな人にあたっている最中です。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。あっせん委員は白石委員と山見委員の2名をお願いします。

続きまして、4番の説明をお願いします。

事務局 辻 4番については1,442㎡の畑の1筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

5番 白石委員 荒れ方が普通じゃないところです。柿の木や竹が生えており、狐も住み着いています。私が隣の農地を借りていますが、夏場にハチの巣ができており、農作業中に刺されました。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。あっせん委員は平田委員と山見委員の2名をお願いします。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。
それではこれで全ての議事の審議を終わります。